

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成22年度保険料額 決定通知書を送付

今回、保険料額決定通知書を送付する方は、平成22年6月26日までに後期高齢者医療制度の被保険者になった方です。その後、被保険者になった方や転入・転出等の異動者へは、8月以降に保険料額決定通知書を送付します。

保険料の算定方法

保険料額は、平成21年中の所得等をもとに算出した均等割額と所得割額の合計です。

所得の低い世帯の方や被扶養者であった方に対する保険料軽減措置があります。

詳しくは、保険料額決定通知書をご確認ください。

▽所得の低い世帯の方の軽減

所得が一定の基準額以下の場合、所得に応じ所得割額が

5割、均等割額が2割、5割、8・5割、9割軽減されます。

▽被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する直前に被用者保険(国保・国保組合は除く)の被扶

養者であった方は、所得割額

が賦課されず、均等割額が9割軽減されます。詳しくは保険料額決定通知書に同封のチラシをご覧ください。

保険料の納付方法

▽特別徴収 年金からの支払(年金天引き)による納付方法です。

※口座振替による納付に変更もできます。希望される方は、国保年金課または各支所へご連絡してください。

▽普通徴収 指定金融機関およびゆうちょ銀行(郵便局)窓口での納付や口座振替による納付方法です。納付書が届いた方は、納期限までに忘れずに納付してください。

※便利な口座振替を希望される方は、金融機関窓口、国保年金課または各支所で手続きしてください。

※既に国保税で口座振替を利用している方も、後期高齢者医療保険料の口座振替を希望する場合は、改めて申請が必要です。

減免措置

災害により住宅や家財に著しい損害を受けた時や、失業

等により収入が著しく減少した時には、保険料の減免を受けられる場合がありますので、国保年金課へご相談ください。

新しい被保険者証を送付

8月からの新しい後期高齢者医療被保険者証を郵送しています。8月になってもお手元に届かない場合は、お問い合わせください。

有効期限の切れた被保険者証は、国保年金課または各支所に返却してください。

限度額適用・標準負担額 減額認定証の交付申請

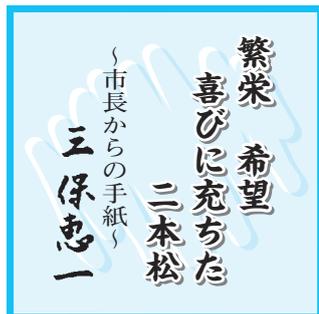
次に該当する方が入院する時は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することにより、窓口で支払う自己負担額が一定額まで引き下げられますので、国保年金課または各支所に申請してください。

▽該当者 住民税非課税世帯に属する被保険者

▽申請に必要な物 印かん・後期高齢者医療被保険者証

◎問い合わせ:

国保年金課医療給付係
☎(55)5107



繁栄 希望
喜びに充ちた
二本松
市長からの手紙
三保忠一

富士山に見える北遠の山日山に、待望の秘湯名目津温泉がオープンいたしました。

名目津の湯は、古くから「くさつぽ」に効く。皮膚病が治る。美肌効果が高く、婦人病にもよく効く。と評判、伝説の湯でありました。

温泉の泉質は、弱放射能泉でラドン含有量が五十八・八キユーリーラドン、「療養泉」に該当し、医療効果が期待されており。

特に、温浴中にラドンが呼吸により肺から血液中に、また、皮膚を通して体内に吸収され、強力なイオン化作用が働いて血液内の老廃物質や中性脂肪、コレステロール、過剰な糖分等の生理的代謝作用が促進され、血液が浄化されます。

温泉の効能・適応症は、痛

風、動脈硬化症をはじめ、高血圧症や慢性胆嚢炎、胆石症、慢性皮膚病、慢性婦人病にも効能があります。

放射線のホルミシス効果によって、発汗作用が起こり、快い温感を覚えます。

「細胞の活性化」「自然治療力の促進」「新陳代謝の亢進」「免疫力の向上」を促し、体を若返らせるなどの効果を発揮する貴重な宝です。

ご利用頂いた多くの人から「肌がきれいになった」「皮膚病が良くなった」「疲れがとれる」「健康回復、病後回復に効能がある」「便通が良くなった」「ポカポカと体が温まる」等の声が寄せられております。

日々湧き出する温泉に、身も心も、つつみ、ゆだね、自然のぬくもり、優しさを感じつつ、明日への生きる活力と喜びが生まれ、健康・療養、保養につながればと願っております。

日山への登山やキャンプ場、パークゴルフ等を楽しみ、温泉を核として、観光・交流、地域の活性化が図られるよう期待しています。

是非おいでくださるようお願い申し上げます。